

秋田県森林審議会議事録

1 開催日時 令和5年12月14日(木) 13時30分から15時45分

2 開催場所 アキタパークホテル 2階 「プラチナ」

3 出席者

(委員) 猪股政子委員、大坂真一委員、笠井みち子委員、熊谷嘉隆委員、
佐々木昭孝委員、佐藤篤子委員、畠沢重年委員、宮澤俊輔委員、
谷川原郁子委員、渡辺千明委員、
(事務局) 村上森林技監、三森農林水産部次長、斎藤林業木材産業課長、
永井森林資源造成課長、真崎森林整備課長、
細谷林業木材産業課政策監、
塩谷調整・森林資源計画チームリーダー、成田森林管理チームリーダー、
加藤調整・森林資源計画チーム副主幹(司会)、県森林管理チーム副主幹

4 あいさつ

(村上技監)

森林審議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、年末の大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、本県の森林・林業行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

いつも言っていることですが、近年はSDGsやカーボンニュートラル社会の理念の広がりにより、森林の二酸化炭素吸収機能や木材の炭素貯蔵機能が注目されているほか、木材のサプライチェーンの重要性が改めて認識されているところでございます。

こうしたことを受けまして県では、カーボンニュートラルへの挑戦を重要テーマに掲げまして、再生林の促進、原木の安定供給、木材製品の加工・流通体制の強化、県産材の販路拡大など、森林資源の循環利用と二酸化炭素吸収・炭素貯蔵機能の高度発揮の両立を目指した総合的な対策を講じているところであります。

こうした中、今年の10月に令和6年4月1日を始期とする「全国森林計画」が閣議決定されました。

この全国森林計画に新たに記載されている事項としましては、例えば静岡県の熱海で盛土が大規模な土石流になって大規模災害というものを起こしました。これを契機に宅地造成及び特定盛土等規制法というものが作られ、今年の5月に施行されております。この施行を踏まえまして、盛土等の安全対策の適切な実施について新たに記載されております。

また、今年にはクリーンウッド法という法律が改正されました。これを受けまして、木材木材合法性確認の取り組み強化ということが、全国森林計画に新たに記載されております。

また更に、今年、花粉症に関する関係閣僚会議というものが開催されまして、全国

で30年後に花粉の発生量を半減させようという目標が掲げられました。これを受けまして、全国森林計画にも花粉発生源対策の加速化等の記述が追加されているところでございます。

また更には、この全国森林計画で、広域的な流域ごとに森林整備及び保全の目標ですとか造林面積等の計画量等について、計画期間に応じた計画量が示されております。

こうした全国森林計画に即して都道府県が定める地域森林計画を変更していくわけなんですけれども、本日は米代川、雄物川、子吉川の3流域について計画変更案をお示ししますので、御審議していただきたいというふうに考えております。

是非、忌憚のない御意見をいただけますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

5 委員の紹介

(司会)

それでは、議事に入る前に、ご出席いただいております委員の皆様を名簿の順に、ご紹介させていただきます。

最初に、由利本荘市で林業経営を行っておられます猪股政子委員でございます。

次に、秋田県木材産業協同組合連合会 理事長 大坂真一委員でございます。

次に、秋田県消費者協会 理事 笠井 みち子委員でございます。

次に、国際教養大学 理事・副学長 熊谷嘉隆委員でございます。

次に、秋田県指導林家 佐々木昭孝委員でございます。

次に、北秋田市で林業経営を行っておられます佐藤篤子委員でございます。

次に、東北電力ネットワーク株式会社調査役 畠沢重年委員でございます。

次に、東北森林管理局長 宮澤俊輔委員でございます。

なお、宮澤委員は公務のため、本日は14時で退席の御予定です。

次に、一級建築士でやがわら郁子設計室を主宰されております、谷川原郁子委員でございます。

次に、公立大学法人秋田県立大学木材高度加工研究所 准教授 渡辺千明委員でございます。

このほか、本日は所用により、秋田県森林組合連合会代表理事長 佐藤重芳委員、秋田県素材生産流通協同組合 理事長 山田一成委員、秋田県町村会 副会長 渡邊彦兵衛委員より欠席のご報告をいただいております。

最後に、長年にわたり秋田県森林審議会の委員を務めていただきました、公立大学法人秋田県立大学 理事兼副学長 蒔田明史委員から、一身上の都合により委員を辞任したい旨の申し出があり、本年11月10日をもちまして解嘱となりました。

後任の委員といたしまして、蒔田前委員の選出母体である秋田県立大学 生物資源科学部 准教授 木村恵様を、本年11月15日付けで森林審議会の委員に委嘱しましたことをご報告いたします。

木村委員の任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年4月30日までとなります。

木村委員は、本日は所用により、欠席のご報告をいただいております。

6 審議会の成立

(司会)

それでは、ここで、委員の出席数を報告いたします。

委員 14 名のうち、10 名の御出席をいただいております、過半数を超えていることから、秋田県森林審議会規程第 3 条により、本日の審議会は、成立しておりますことを御報告申し上げます。

7 議事

(司会)

続いて、これから御審議いただく第 1 号、第 2 号、第 3 号議案の地域森林計画の変更案については、森林法第 6 条の規定に基づき、事前に、令和 5 年 10 月 24 日から 11 月 21 日まで縦覧し、その後、関係市町村並びに、東北森林管理局様、東北経済産業局様から意見聴取を行いました。いずれも意見はございませんでした。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行は、秋田県森林審議会規程第 2 条に基づき、会長が務めることとなっておりますが、会長は本日欠席となっております。

森林法第 71 条第 3 項では「会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代行する」と規定されております。

会長の欠席理由につきまして、公表は控えさせていただきますが、事務局で確認の結果、森林法上の「事故」に該当するものと判断いたしました。

つきましては、委員の皆様から、会長代行にどなたかを御推薦していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(佐々木委員)

県木連理事長であります大坂さんをお願いしたらいかがでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。

大坂委員のご推薦をいただきました。他に御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

(司会)

では、会長代行は大坂委員をお願いしたいと思っておりますが皆さんよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(司会)

では、異議なしのお声をいただきましたので、会長代行は大坂委員にお願いいたします。

大坂委員は会長席に御移動をお願いいたします。

それでは早速ではございますが、大坂会長代行から一言ごあいさつをお願いいたします。

(大坂会長代行)

それでは、暫時司会進行をさせていただきます県木連の大坂です。

先ほど、村上森林技監からもお話ありましたように、花粉症対策で補正予算がついたり、非常に追い風が吹いている時代であります。私の知見では、秋田県では年間66万弱ぐらい自然に増えているはずですが、これから150万、200万立方メートルの伐採に向けていくと、おのずと足りないところが出てくると、そういうのに対して、今日のこの皆さんの集まりで忌憚のないご意見をいただいて、秋田の森を守ってきていただきたいと思っておりますので、宜しくをお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。

今、会長代行に大坂委員が選出されましたので、議事の進行につきましては、秋田県森林審議会規程第2条に基づき、会長を代行されます大坂委員をお願いいたします。

大坂会長代行、どうぞよろしくをお願いいたします。

(大坂会長代行)

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行について、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、本審議会での議事内容は、議事録として県のホームページに掲載されます。その際には、委員名は特に秘匿する必要は無いと思っておりますので、公開で行いたいと考えておりますので、御承知おきください。

はじめに、議事録署名員を指名いたします。

議事録への署名は、秋田県森林審議会規程第5条により議長が指名することになっておりますので、猪股委員と佐々木委員をお願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行について、事務局から説明をお願いします。

(司会)

それでは、本日の審議会の進行につきまして、御説明させていただきます。

次第をご覧ください。はじめに、森林法第6条第3項の規定に基づく諮問事項といたしまして、「地域森林計画の変更」についてご審議いただきたいと思っております。

続きまして、報告事項として、森林保全部会の審議結果について1件説明させていただきます。

その他、県の森林・林業施策の取組状況等について、2件ほど説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(大坂会長代行)

それでは、議案の審議に入ります。

諮問事項1「米代川地域森林計画変更計画（案）について」、諮問事項2「雄物川地域森林計画変更計画（案）について」、諮問事項3「子吉川地域森林計画変更計画（案）について」、は関連がございますので一括で審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

（事務局）

（塩谷調整・森林資源計画チームリーダーが審議事項1、2、3を説明）

（途中中断）

（大坂会長代行）

説明の途中ですが、間もなく 宮澤委員の退席の時間ですので、ご意見をいただけますでしょうか。

（宮澤委員）

公務の関係で申し訳ございません。

事前に資料ひとつお借りして、今回の諮問事項につきましては意見ございません。同意いたします。

また、報告事項に関しましても、意見ありませんでした。

（大坂会長代行）

本当にお忙しいところ、本当にありがとうございました。

それでは宮澤委員は、ここで御退席します。

それでは、事務局の方から引き続き御説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

（塩谷調整・森林資源計画チームリーダーが説明を再開）

（大坂会長代行）

ただいま事務局から、説明がございましたけれども、委員の皆様からの御質問、御意見等お伺いしたいと思います。

ございませんか。

私から2点ほど質問したいのですが、天然更新の計画が現計画と変更後の計画では増えていますが、天然更新はそう簡単に増えるものなのか。人工造林面積は増やすことは出来ますが、天然更新は増やすことが出来るのかが一つ。

それから今、私どもで再造林まず50%を目指して頑張っているわけですが、計画量でいくと、年間68万から69万立方メートル伐採可能ということになって、実際、自然に増えているのが年間60万立方メートルだとすると、年々、山の資源が減っていくのではという感じがしますが、その辺のところ説明をお願いします。

(事務局 (塩谷チームリーダー))

最初の質問、天然更新の面積増についてですが、人工林伐採跡地については、基本的に再造林をすることで進めており、令和7年度には再造林率50%を目指しておりますが、再造林以外の場所は天然更新していくこととなりますので、その分の面積が増えていくこととなります。

二つ目の質問についてですが、持続的伐採可能量に関する質問だと思いますが、こちらの資料は、参考資料として添付させていただきました。こちらの数値の算定にあたりましては、資料にも書かせていただいておりますけれども、木材等生産機能の維持増進森林の面積、また水源涵養機能維持増進森林の面積というものが算定因子となっております。こちらの面積は、市町村が定める市町村森林整備計画の中で、ゾーニングされた面積となります。

実際、市町村森林整備計画の中で、ゾーニングされている面積を基に算出した数値を今回お付けしておりますけれども、市町村において、まだゾーニングされていない部分、白地の森林がまだありまして、米代川、雄物川地区につきましては、地区の人工林に対して、大まかな数値になりますが6割程度がこの木材生産機能と水源涵養機能森林にゾーニングされております。子吉川につきましては、4割とさらに低くなっています。

なので、もうちょっとしっかりとしたゾーニングが出来ましたら、それぞれ数値は上がってくるのではと考えています。

(村上森林技監)

少しだけ補足いたします。

今、秋田県では大体160万立方メートル、素材ベースで、丸太ベースで伐られております。そのうち国有林が約50万立方メートル、あと間伐で30万立方メートル、広葉樹で10万立方メートルぐらいというふうに思っております。大体70万立方メートルぐらいの素材生産を民有林の人工林でしています。これを立木換算にしてみると、大体90万、97万とかそのぐらいの量になります。

今、民有林人工林の年間成長量が大体立木ベースで170万立方メートルあるので、成長量よりは少ない伐採となっております。

ただ、このまま放っておくと言いますか、再造林の割合が今のままでいきますと、森林が成熟するに従って成長量が減ってきてしまうので、成長量分を伐るという考え方だと、だんだん伐れなくなってしまうということになります。なので、ここの試算というか、カメラルタキセ式という式においては、成長量は勿論伐れるけれども、理想とする森林の状態に持っていくっていう考え方で、どのくらい伐れるのかというふうな計算をしております。

この時に、会長代行おっしゃる通り、再造林率50%の時に、この3流域足してみると、持続的伐採可能量は68.8万立方メートルなので、先ほど言った現状の97万立方メートルに対して少ないじゃないかと、ちょっとこれは伐り過ぎじゃないかというふうな意見だと思うんですけども、これは今後5年間の量を考えているので、今は確かに再造林率が40%から50%ですけれども、令和12年には80%ぐらいまで持っていきたいというふうに考えて設定しておりますので、ちょっと後ろから追いかける形になるかも

しれませんけれども、大体この表でいう 80%のところを出していききたいなというふうに考えておりますので、将来的にこの 190 万立方メートルを目指すという考え方に対して、再造林の我々考えている面積でいけば、齟齬なく、今の森林資源を壊すことなく、循環させていくことが出来るというふうに考えているところでございます。

(大坂会長代行)

ありがとうございました。

ちょっとついでに一つ、今 160 万立方メートルの伐採の中には、これはバイオマス発電用のパルプ材も含まれているという考え方でよろしいですね。

(村上森林技監)

はい。含まれております。

(大坂会長代行)

あと皆さん何かございませんでしょうか。

(熊谷委員)

せっかくの機会ですので少し勉強させてください。

諮問事項に関しては質問ありません。これでよろしいと思っております。

ページ 10、新たに変更になったところですがけれども、民有林の土地所有のデータに関しては、とても悩ましいというのは私も理解しております。質問ですが、要はそれが現在どの程度不明なのかを教えていただきたいのと、あと新たな計画によって、所有者不明の森がどれぐらい判ってくるのか、ちょっと抽象的な質問かもしれませんが、ざくっとしたお考えをお聞かせ願いたいのと、次の 11 ページの、やはり赤の部分で、地域の実情に応じた林業への新規参入企業、これは本当大歓迎ですが、そんなに簡単なことではないだろうと察します。この点に関して行政側から何らかの側面支援的なものを検討されていまして、教えていただければと思います。

(事務局(加藤副主幹))

ご質問ありがとうございます。

最初のいただいた質問には私からお答えさせていただきます。

まず森林の土地所有者がどれぐらい不明なものがあるかということですがけれども、正解があればどれぐらい不明かというような答えが出せますけれども、正解が不明でございまして、何割不明、何割正解というお答えが難しいです。一つ考え方のヒントとして、土地の所有ないし境界を明らかにするものとしては国土調査があらうかと思えます。

秋田県の国土調査の進捗率は、最新の数字で 61 か 62%という数字が公表されております。これは全県でも山地でもほぼ同じ数値になっておりまして、全国平均よりは、数ポイント高いものにはなっておりますけれども、国土調査が入っておらない土地については、なかなか境界ないし所有者がまだまだ不明というふうになっております。

この森林の土地の所有者を明らかにする制度ということで、平成 31 年から市町村が主体となっております林地台帳制度設けられておりますけれども、こちらの台帳の基

になっておりますデータというのは主に登記簿と森林簿でございますので、制度が始まって5年目で、正解にたどり着くように県、市町村合わせて作業しておりますが、まだまだやはり土地所有者さん、山主さんからは精度が低いと言われております。

なかなか聞かれたことの答えになっておらないかと思いますが、来年度からは土地相続が義務化されますので、その制度を踏まえながら、林地台帳、森林簿の精度を上げるように、市町村と連携しながら努力が必要というふうに考えておるところです。

(永井森林資源造成課長)

二つ目のご質問の新規参入について何か対策をしているのかというようなことでもありますけれども、林業従事者を確保していきたいということで、毎年、色々なことを実施していますが、その中で、秋田県では、新規の就業者を確保していくということで、林業の魅力を発信していきたいと考えております。

いろいろお話を伺ってみますと、林業の事を知らないという方がすごく多いなというようなことを実感しております。中学生や小学生はほとんど林業の事を知らないというような実情でございますので、今まで高校生を対象としまして、いろいろ体験学習だとか、実施してきましたけれども、その裾野をちょっと幅広にしまして、中学生だとか、小学生向けに林業の魅力を知っていただくという取組を通じまして、林業従事者の確保をしていきたいと考えているところです。

(熊谷委員)

人材の育成に関しては本当にそのとおりでと思いますが、この新規参入とか起業への側面的な支援とかってというのは検討されてるようでしたら教えていただきたいと思っております。

(村上森林技監)

林業の新規参入については、昔ですと建設業で少し公共事業が減った時に、林業に新規参入というような動きがありましたけれども、やはりなかなか林業の現場が大変ということもありまして、あまり定着はしておりません。

最近の新規参入の形態となりますと、林業に従事しました、そこで林業を学びました、そこからひとり立ちしますというようなパターンが多いように考えております。

私どもそこへの対策、配慮としましては、やはり人数が減ることによって、事故ですとかが多くなってしまいますので、そういう安全面での指導というものを少し強化するとか、特に再生林に取り組むような意欲のある事業者に対しては、林業機械を欲しいというようなときに助成をしたり、そういった形で投資をしているところがございます。

(大坂会長代行)

その他何かありますでしょうか。

(畠沢委員)

諮問事項の説明ありがとうございました。

事前に資料いただいた中で、何点か教えていただきたいと思ってお聞きします。

米代川の変更計画書の2ページのところに、森林の整備及び保全の目標というのが記載されております。その中、先ほど説明ありました花粉発生源対策を加速化するということが書いております。具体的にはこの変更計画書の6ページにもあります特定苗木や、少花粉スギなどの苗木の導入ということだと思いますけども、具体的な県内の森林所有者への普及、それから、一番大事な苗木の供給体制等は、どのようになっているのか、教えていただければと思います。

また、同じ目標の中に、松くい虫被害の拡散防止、被害の抑制ということについて追記されています。12ページに、森林病虫害の被害対策の方針が書かれておりまして、ここに松くい虫と同様にナラ枯れ対策が書かれており、ナラ枯れ対策については変更なしとなっていますが、今回この保全の目標の中に、松くい虫対策をあえて追記されたという理由が何かあるのかと思ひまして、教えていただければと思います。

(永井森林資源造成課長)

一つ目のご質問の花粉の少ないスギの供給の体制ということですが、現在、花粉の少ないスギの苗木の生産につきましては、県内に苗木の生産者26者ほどおりまして、その内、8者の方が生産しております。

令和4年度の実績でいきますと、種子の生産が5kgということですので、それをもとにした苗木の生産が、4万8千本ぐらい生産されておりました。令和4年度のスギの苗木全体の生産量が2百万本と言われておりますので、2.5%ほどの生産量という状況であります。県では現在、スギのエリートツリーといわれております、通常のスギと比べまして花粉の量が半分以下で、材の成長が1.5倍以上あるといわれているスギについて、令和元年から採種園を造成・整備して種子の生産を進めております。この種子が令和6年度から生産できるというようなことで、令和7年度には苗木を生産する事業者の方に供給できる予定となっております。

今後もスギのエリートツリーの採種園を追加造成いたしまして、種子の生産量も増やして、エリートツリーの苗木生産量に占める割合も高め、供給していきたいというふうに考えているところであります。

森林所有者への普及というようところでいきますと、県では、今再造林に対します森林所有者の理解を深めていただくということで、再造林の必要性だとか、カーボンニュートラルの実現に向け森林が果たす役割等について、パンフレットを作成しまして、森林所有者の方々に説明しております。そういった中で、花粉の量だけでなく、成長量も優れているということで、下刈りの回数も低減でき、保育管理の削減を期待できるスギのエリートツリーを普及していきたいと考えているところです。

(真崎森林環境保全課長)

松くい虫の関係でありますけども、もともと全国森林計画には、松くい虫被害の拡散防止及び被害抑制という文言がついておりましたが、地域森林計画の部分で、そこはこれまで記載しておりませんでした。ですが、ここ数年松くい虫被害が、今年も含めて3年連続増加しているという、気象条件とかいろいろ原因があるわけですが、そういうことで、今回からこの部分を全国森林計画と同様に記載しております。

(大坂会長代行)

渡辺委員どうぞ。

(渡辺委員)

先ほどの熊谷委員のご指摘があった資料の11ページの後段、新規参入の次の行の女性の活躍、定着というところについて、何か具体的なことを考えることがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

いろんなところで、女性の活躍とか定着化、若者の活躍っていうのは言われています。でも、なかなか難しい状況にあるかなと思っています。ただ女性っていうふうに謳われてしまうと、女性だけの問題として取り上げられがちですけども、実はそれに関わる男性の方々、周りの環境というものが非常に重要なかなと思いますので、何か具体策を考えていましたら教えていただきたいなというふうに思います。

(細谷林業木材産業課政策監)

ご質問ありがとうございます。

先生ご指摘の件についてですが、令和5年5月に、県が秋田県林業女性会議を設置させていただきました。林業会社代表者、林業事業者の社員、森林組合の職員の6名の委員と、我々林業の女性職員5名の11名で意見交換等を行っています。

林業は、他業種に比べ女性の進出についてはなかなか進んでいない状況になっております。令和4年度の全県の状況をお話しますと、林業従事者1,425人という中で、現場に従事している女性が44名。50歳以上が約65%程度、苗木生産に従事しておられる方が半分以上を占めております。林業大学校を卒業した若い女性の方や一度他に勤めて林業に興味があって入ってこられる30代、40代の方も少しはいます。一方で県内林業会社については、女性の経営者が最近増えてきております。雇用主の理解というものが一番重要と考えてございますので、会社の女性経営者も加えた委員から意見をもらい、林業木材産業関係団体で構成する秋田県再造林推進協議会様に、林業女性会議の方で人材の確保のためにこういったことに取り組んでくださいということを取りまとめ、10月にご提案させていただきました。

内容は、林業の事業主に、職場環境の改善に向けた意識の醸成を図る研修会を開催してください、また、林業の仕事内容と魅力を団体としても今まで以上に発信してくださいというような提言です。林業、それに関連する木材産業の方もみんな、林業の生産現場で従事する人がいなくなれば、関連産業も立ちゆかなくなりますので、連携してくださいということです。今回は女性の目線からということですが、女性だけを雇用してくださいとか、女性だけを特別扱いしてくださいということではない提言で、みんなで林業の魅力を発信したり、職場環境の改善をし、女性も男性も林業に従事したいという人を広げて取り込んでいきたいと思いますというところがございます。

団体さんの方に連携して取り組んでくださいというご提案をさせていただいたので、来年度からは、団体様に取り組みを進めていただく中で、林業女性会議とも意見交換させていただきながら協力をしていく予定で、このような取組みを進めておりますのでご報告させていただきます。

(大坂会長代行)

よろしいでしょうか。

その他何かありますでしょうか。

(畠沢委員)

今の質問に関連してですが、林業従事者の確保について、計画案の中で「外国人材の適正な受け入れ」ということが書かれています。

外国人材の受け入れというのは、国の制度にも関わって大変大きな話だと思っておりますけれども、秋田県としては、具体的にどのような取り組みを考えているのかをお聞きしたいと思います。

(斎藤林業木材産業課長)

外国人材の受け入れ等につきましてですけれども、基本的に県内の林業従事者の確保は、まず県内から、或いは県出身の方を中心にまず増やしていくというのが大前提でございます。その上で、外国人材をもし受け入れるとすればなんですけれども、現在外国人材に関する国の制度では、技能実習制度というものがございまして。技能実習1号から3号まで段階がございまして、それぞれ1年、2年、2年間ということで、最長で5年間在留することが可能となっておりますが、その中で、林業という職種につきましては、2号3号の受け入れ対象職種に含まれていない状況でございます。したがって、林業だと1年しか在留することができないという状況で、なかなか外国人材の受け入れが進んでないというのが、国全体の林業関係の外国人材の現状でございます。

技能実習2号につきまして、現在、林業を追加するよう、厚生労働省の方で検討が進められてる状況でありまして、そういったことも踏まえまして、全国森林計画に、外国人材の適正な受け入れに取り組みますというような内容の記載があるということで、今回地域森林計画の方にも追記させていただいたような次第でございます。

県としましては、令和5年10月に策定した「秋田県林業労働力の確保の促進に関する基本計画書」の中で、外国人技能実習生の受け入れにあたっては、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護が図られるよう、業界団体として指導して行うというようなことを定めておりまして、今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(村上森林技監)

ちよとだけ補足します。

この2号を取るためには、実は技能検定制度というものを、林業の分野で作らなくてはならないんですが、今それを、全国森林組合連合会が中心となって、外国人材だけじゃなく、日本の林業の技能者の方も使える技能検定制度というものを作ろうとしています。

もちろんそれは、外国人材が入ってくれば、この技能検定を取れば、例えば2号になれるというような仕組みですが、これを近々やりたいというふうに全国森林組合連合会で言ってるんですけれども、秋田県と少し関わってくるのは、技能検定の会場について、各森林管理局があるところで技能検定をやりたいと言っておりまして、秋田県は東北森林管理局がありますので、お手伝いを検討しといてくれないうふうなことは言われております。秋田県は林業大学校もございまして、お手伝いできると

ころたくさんあるんじゃないかなというふうに考えております。

(大坂会長代行)

その他に何かありますでしょうか。

(佐々木委員)

この外国人材の話ですけど、我々十数年前に、林業後継者会議は解散して、林業後継者部会になりましたけれども、20年前、もっと前だね、林業後継者部会発足当時は、1,800人ぐらいおったんですよ。それがあつという間に半分。3分の1、4分の1とガタガタと下がってきて、その途中に、こういう言い方したかちょっと忘れましたが、外国人の使用を受け入れる何か方法ありませんかと県の方に言ったことがあるんですよ。でもその時は、まずそういうことは考えておりませんというありきたりの話でしたけれども、それが今やっと重い腰上がってきたのかなって感じはしますので、前向きに検討していただければいいんじゃないかなと思います。

あと質問ですが、花粉症対策の加速化について、具体的に何をやるのか教えていただきたい。東京は全伐するんですよ。あそこはお金があるからやるんでしょうけども、花粉の有無関係なく伐つてとにかく花粉を減らそうということをやっている。それに対して、秋田県はどういうことをやっていくのか。

それと間伐に関しては、それなりに面積はクリアしているでしょうけど、ただ現場の目からすると、5年過ぎるとまた同じ箇所に入っていき、それが間伐の面積として加算されているんじゃないかと思う。道路のないところは、もう何十年たっても、間伐、除伐すらされてないですよ。だからそのあたりは、現場と整合性をとって、これに載せていって、初めて秋田県ではこれだけやっていますよっていう、そういう報告が欲しいですね。

それから今度、道路、作業道について、地域の山で、今森づくり推進課の方に、ここに道路付いたら少しは施業が進むんじゃないかなということで、道路を計画してもらっております。ところが規定があって、市町村に降りてくると、予算の問題で道路が繋がらない。ちょっとこのことでこの道路計画が全部駄目になるような雲行きもありますので、そここのところも柔軟にやって欲しい。必ず頭にくるのは予算ですので、もうちょっとあれやったら出来るのになってゆうものがあると、市町村の職員はやっぱり萎縮してしまうんですよ。そこの辺りをもうちょっとこう考えてほしい。

それから広葉樹ですけども、計画書にケヤキ、エンジュ、キハダ、こういうのはベストとまではいかないけれども載せてあります。

我々、後継者会議の時に、山を4ヘクタールほど持ってたんですけど、その中にその3樹種を植えてあるんですよ。当時、法人がなかなか維持できないということで部会になりましたけども、そのときに、五城目町の方に何とか引き取ってくださいとお願いしました。その山は、地域などで研修の場所に使いたいと言ったら、提供していただけないかというような約束にしておりますので、是非その山を見て、一斉植樹が良いのか悪いのか、その辺りも含めて、ちょっと検討してもらったらいかなと思います。以上です。

(大坂会長代行)

今、60億円の補正がついた花粉症対策についてのご質問と、間伐のあり方、作業道についてご質問がありましたが、答えられる範囲で答えていただけますか。

(永井森林資源造成課長)

花粉の県の対策というお話ありましたが、先ほども少し触れましたが、国の関係閣僚会議の決定ということで、令和5年5月に国としての花粉発生源対策を発表しましたが、その中で、花粉の発生源となる全国のスギ人工林、20年生以上のスギ人工林を、10年後には約2割減少させるというような目標を掲げております。また花粉の少ないスギの苗木の生産割合について、10年後にはスギ苗木の全体の9割以上に引き上げますよというような対策が示されております。

それに基づいて、花粉症対策というのは、全国民の課題というような状況ですので、秋田県としましても実施していかなければならないというふうに考えておりました。スギ花粉の少ない苗木の生産については、将来的に拡大させていきたいというふうに考えております。国では10年後の苗木の生産割合9割というふうにお話してましても、秋田県では、花粉の少ない苗木について、現在2%ほどの生産量を50%ぐらいに増やして、それを植栽していただくという考えで、県の花粉対策としております。

(真崎森林環境保全課長)

路網について簡単に説明したいと思いますが、林内路網は重要な基盤整備であるため、県としても、整備していきたいと思っております。

県では、林業専用道を県営、それから市町村の実施ということで進めておりました。高能率生産団地ということでスギ資源の充実したところに、集中的に、使いやすいように、整備しているところであります。

ただ予算については、国、県というのがありますけれども、市町村の負担しているところもあります。

またこのところ、雨の災害で、非常に林道が災害にあって、使えなくなってくるというようなところもありまして、その復旧費用というの、毎年のように増えているような状況であります。

ただ、やはりこれがないとまず素材生産自体に影響を与えますので、まずこちらの方としては早急に復旧しまして、使いやすく、効率的な路網整備ということで、さらに進めていきたいというふうには考えています。

(村上森林技監)

道路のないところは、間伐、除伐すらされていないというお話ございまして、あとプラスして、先ほどからご質問ありました、やはり所有者が判っていないとか、森林を持っていても、何か手をつけるつもりはないんだという方も多いのかなと思っておりました。そういう中で、この後から少しご説明しますが、森林環境譲与税を使って森林経営管理制度というものを進めていて、市町村が所有者に対して前もってどうしますかというふうにお声掛けをして、所有者の方が出来ないなら譲与税を使って間伐をするといった仕組みも徐々に進み始めておりますので、県としても市町村を良くお手伝いしながら、そういう取り組みを進めていきたいと思っております。

あと外国人労働者の件について、ちょっとだけお話したいんですけども、今からそうですね、10年ぐらい前はですね、やはり林業の現場が非常に危険ですので、この言葉というかしっかり意思疎通できない人を山に入れても、事故が多発するんじゃないかという声が、非常に林業界というかいろんな現場からも強くてですね、そんなに無理して外国人の方を山に入れる必要はないんじゃないかという声が、もうほとんどでございました。

去年一昨年ぐらいに、秋田県の林業の現場にアンケート調査をしたときも、外国人労働者が必要なんだというふうな声はほとんどございませんでした。

ただ、ここ昨年ぐらいから、林業の現場にどうしても人を雇いたくても雇えないという非常に強い声が、秋田県だけでなく、全国的にも出てきておまして、外国人の受け入れ制度をしっかりと考えようというふうな機運が、今出てきているというところなのかなというふうに考えております。

秋田県としましても、非常に外国人の方を現場に入れるということは、言葉の面も含めて大変なことだと思いますので、そこのところはよくフォローしながら対応していきたいというふうに考えております。

あと五城目町にあるケヤキとエンジュとキハダの森、ぜひ見に行きたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

(佐々木委員)

道路についてですが、作業道の維持管理に関しては市町村だという概念が頭から抜けないんですけど、今の話だと県も補修してくれるんですか。

(真崎森林環境保全課長)

道路が完成すると全部市町村管理となりますので、市町村が財源を確保して補修ということになります。ただ、災害になれば、国からの補助金があります。ただちょっと砂利が流出した程度とか、数十万円程度で済むような補修というのは市町村が実施することになります。

(佐々木委員)

その数十万だと、例えば作業班が施業のついでに出来る場合もあれば、出来ない場合もあるからそういう話が出てきちゃう。そこの辺りは拡大解釈する必要はないんですけども、何かそういう方向付け、手当をしてくれたら、せっかくの道路を生かしてもらいたいなって感じがします。

そういうことで、よろしく申し上げます。

(大坂会長代行)

まだ質問等いっぱいあると思うんですが、まずこの諮問事項3件については、これを適当と認めて知事に答申したいんですけども、よろしいでしょうか

(各委員)

異議なし

(大坂会長代行)

ありがとうございます。

それではこの諮問事項3件については、答申文の作成については、会長代行の私に一任させていただきたい。それではよろしくお願いいたします。

それでは次、続きまして、次第の報告事項に移らせていただきます。

報告事項1、森林保全部会の審議結果についてでございます。

秋田県森林審議会規程第11条では、「部会の決議事項については、部会長が審議会にその経過を報告するものとする」と規定しています。

規定に基づき、森林保全部会の熊谷部会長から報告をお願いします。

(熊谷委員(森林保全部会長))

報告事項1、森林保全部会の審議結果について報告します。

皆さんお手元の資料の報告事項1をご覧ください。

といっても私の方から具体的に説明する時間もないんですけども、基本的に県の方から、松くい虫被害防除に関わる高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域変更に関わる意見書について諮問がありました。

去る12月5日に、委員に対して森林保全部会の書面開催及び審議事項に関わる意見を求める書面を發出して、変更内容を皆で確認したところです。

12月12日までに、書面により承認する旨の意見を委員全員から得ましたので、当該変更については適当であると決議したことを、この場でご報告させていただきます。

私からは以上でございます。

(大坂会長代行)

ありがとうございました。

それでは、以上で諮問事項、部会の報告事項について終了します。

(司会)

以上をもちまして、秋田県森林審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。